平成２４年（フ）第７８８１号
東京都江東区東雲１丁目９－９－2315
債務者　畑中　大作
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５号
沖縄県沖縄市字桃原210番地　ハピネス桃原101
債務者　與古田美文
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第４０２２号
東京都世田谷区南烏山１丁目27－３－105
債務者　松永　昇三
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２７２号
東京都新宿区西新宿８丁目２－37－201
債務者　百沢ゆかり（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３７５号
東京都板橋区中台３丁目20－５－201
債務者　太田　和希
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４６５号
東京都江戸川区平井７丁目20－５－203
債務者　杉原　盛次
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５３７号
東京都板橋区高島平８丁目３－３－201
債務者　今井　　一
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６３１号
東京都江東区門前仲町２丁目２－10－302
債務者　萩野　文久
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７６１号
東京都板橋区東新町１丁目23－７－105
債務者　信田　早苗（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１０号
静岡県榛原郡吉田町住吉3266番地の３
債務者　高橋貴美子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６６０号
東京都八王子市廿里町18番地２メゾンパークス102号
債務者　森村　直人
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０６号
北海道川上郡弟子屈町川湯駅前３丁目６番20号　観光ホテル駅前寮211号室、住民票上の住所釧路市旭町13番１号
債務者　小山内文雄
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２３８号
静岡県藤枝市上青島420番地の５
債務者　前田　幸宏
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６９号
静岡県藤枝市上藪田72番地の19
債務者　寺田　勝利
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０２号
静岡市清水区草薙1169番地の68　ポルタ草薙Ｂ－201、旧住所神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町1170番地１　クリザンテム市が尾303
債務者　山杢　由布
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部